



Inter-Parliamentary Union
For democracy. For everyone.

議会における女性 2018 年間レビュー



2018年、米国連邦議会では女性の当選議員数が過去最多を記録し、多様性も高まった。© Saul Loeb/AFP

2018年の選挙は、近年世界各地でみられる国会における女性議員の躍進の多くの面を確固たるものにした。世界の女性議員比率は徐々にではあるが増加を続け、近年の変化率と過去10年の累積傾向をわずかながら上回った。

南北アメリカの議会ではこれまでの増加をさらに上積みし、上下両院とも平均で30%以上という「クリティカル・マス」の水準に初めて達した地域となった。この目標を上回った議院数は、2018年には全体として76議院まで増加した。このうち24議院は女性比率40%以上を誇っている。

2018年に改選が行われた議院の過半数で女性議員比率の増加をみたものの、どの地域も後退を免れることはできなかった。かなりの減少がみられた国は、スロベニア（11.2%ポイント減）、エスワティニ（上院、10%ポイント減）、カンボジア（下院、5.1%ポイント減）などである。2018年に女性比率の劇的な伸びがみられた例の中には、議会の規模の小ささが理由となるケースもあるが多くの場合に

主な出来事

- 国会の女性議員比率は1%ポイント近く増加し、2017年の23.4%から2018年は24.3%となった（0.9%ポイント増）。
- この変化率は、2017年の0.1%ポイント増を上回った。また、年平均0.6%ポイント弱の増加であった過去10年間の傾向もやや押し上げた。2008年には、世界の国会議席に占める女性議員の比率は18.3%であった。
- 2018年に選挙が行われた50カ国¹で当選した女性議員の割合は平均で25.8%であった。これは、2017年に選挙が行われた37カ国における当選議員の女性比率27.1%を下回った。
- 女性議員の増加ペースの面では、南北アメリカが引き続き他の地域を上回った。2018年、同地域は上下両院で女性議員比率が「クリティカル・マス」の30%に初めて達した地域となった。
- 女性議員比率が特に大きく増加したのは、ジブチ（15.4%ポイント増）と、上院ではアンティグア・バーブーダ（19.6%ポイント増）とメキシコ（16.4%ポイント増）であった。グレナダやモナコなど、議席数の少ない国でも大きな増加がみられた。
- 選挙制度も女性議員比率に影響を及ぼしており、女性の当選議員の比率は比例代表制及び混合制（26.5%）の方が多数代表制（20%）より顕著に高かった。

¹ アフガニスタンの下院選挙の結果が未確定のため、情報入手できるのは49カ国である。

主な出来事

- これまでと同様に、法定性別クオータ制が用いられている国では、クオータ制のない国と比べて非常に多くの女性が議院に選出された。この差は一院制議院及び下院では7ポイント（25.6%対18.6%）、上院では17ポイント（33.2%対16.2%）に達した。
- 現在、世界の国会の議院の中で、女性が議席の30%以上を占めるのは76議院（2017年は67議院）であり、このうち24議院では40%以上に達している。同時に、女性議員比率が10%に満たない議院の数は過去最少水準の33議院となった（2017年は39議院）。
- 一部の地域では、2018年に女性議員の多様性が一層顕著になり、米国やブラジルなどの国で若年層や民族的に多様な女性たちが議院に参入した。
- 2018年には、政界における女性に対する暴力への関心が世界的にも各国内でも拡大するとともに、議会の場でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）への認識も高まった。

は、女性比率の高さは各種の性別クオータ制の適用によるものと考えられる。2018年に行われた選挙でクオータ制を適用しなかった国の女性議員比率は、一院制議院及び下院で平均18.6%（16カ国）、上院で平均16.2%（10カ国）であった。これに対し、30%以上の法定クオータ制が適用された国では、一院制議院及び下院で平均27.7%（13カ国）、上院で平均36.1%（6カ国）の当選議員が女性であった。ジェンダー平等（50%）を目標として設定すればさらに効果が高く、2018年には一院制議院及び下院で平均29.3%（4カ国）、上院で平均47.1%（2カ国）の女性議員比率を実現している。

2018年の選挙では、民族、年齢、社会的背景、性的指向などの面で、より多様な女性たちを議院に送り出すことの重要性にも一層の焦点が当てられた。政界における女性に対する暴力への世界的関心が増し、議院における性的嫌がらせへの認識と対策も拡大した。

地域別の傾向

南北アメリカ：ジェンダー平等を確立

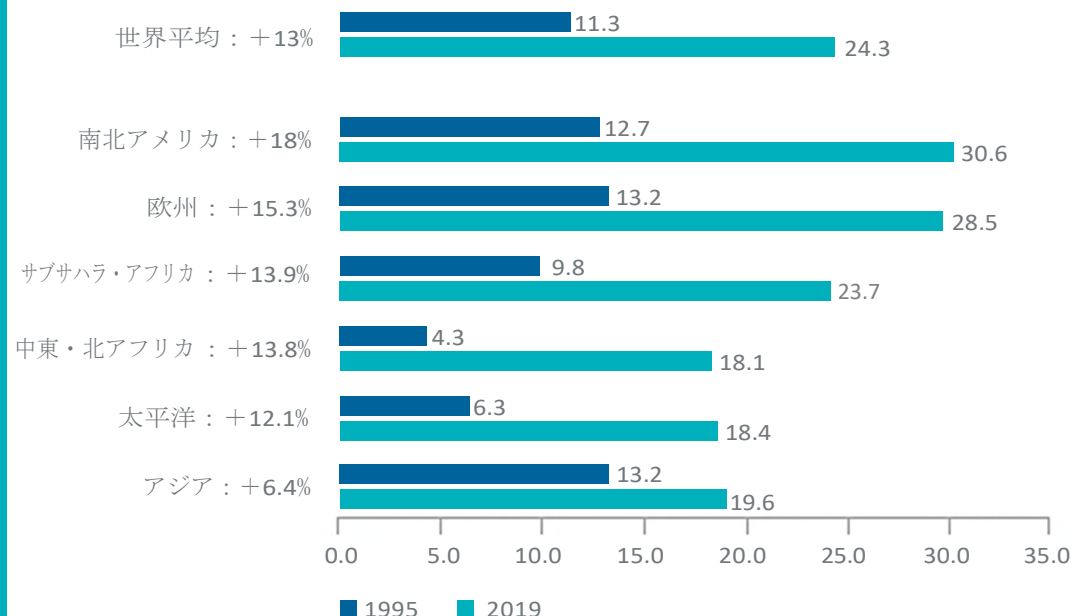
南北アメリカは、女性議員比率の地域平均と2018年の選挙後の変化率の両面で、引き続き先頭に立った。現在、地域全体で女性は国会議席の30.6%を占める。2018年に一院制議院及び下院に当選した議員に占める女性の割合は、34%であった。上院では、2018年の改選議席の29.4%を女性が獲得した。

一院制議院及び下院のうち、女性議員比率の増加が特に大きかったのは、グレナダ（13.3%ポイント増）、コスタリカ（12.3%ポイント増）、メキシコ（5.8%ポイント増）である。グレナダにおける躍進は、議院規模の小ささに少なくとも一因があると言える。選挙前の議席数は女性5議席、男性10議席（女性比率33.3%）であったのに対し、選挙後の男女比は女性7議席、男性8議席（同46.7%）となった。

コスタリカとメキシコにおける増加は、南北アメリカ全体、特に中南米において拡大しつつあるジェンダー平等改革によるものである。コスタリカでは2009年に選挙法が改正され、1996年に導入された40%クオータ制を基に、ジェンダー平等のため党候補者名簿に男女を交互に登載がすることとされた。しかし、この改正法が初め

図1

女性国会議員の世界平均と地域平均（1995年と2019年1月1日）



て適用された2014年には、国会の女性議員比率は38.6%から33.3%に減少した（5.3%ポイント減）。これは、各政党が名簿の最上位に男性を登載する傾向があり、当選した候補者数が奇数であった場合に結果の平等性が歪められたためである。この結果を受け、2016年に選挙最高裁判所が、平等性は「縦方向」（名簿上の順位）だけでなく、「横方向」（各選挙区の名簿間）にも適用されることとする決議を下した。その結果、名簿の最上位者が男女同数となり、女性議員比率は2014年の33.3%から2018年には45.6%まで増加した。

メキシコの2018年選挙は、上下両院でジェンダー平等義務が適用された2度目の選挙であった。2014年選挙法では、同国の混合制の選挙制度を考慮した2つの規定が設けられている。下院選挙に関しては、比例代表制部分（200議席）について各政党は候補者名簿に男女を交互に登載しなければならない。一人選挙区の多数代表制部分（300議席）については、男女同数の候補者を指名しなければならないが、前回選挙で党の得票数が特に少なかった選挙区に限って女性を擁立することは認められない。2015年には全国選挙管理委員会の調べで、各党が引き続き勝算の高い選挙区で男性候補者を優先し、女性が獲得した議席は42.4%にとどまったことが分かった。2018年には各政党が一人選挙区により平等な指名を行い、女性議員比率は（下院）全体で48.2%まで上昇した（上院の女性議員比率は16.4%ポイント増の49.2%となった）。

南北アメリカのその他の国々では、前回の選挙結果と比べて小幅ではあるが、後退がみられた。コロンビアの女性議員比率は、19.9%から18.1%に減少した（1.8%ポイント減）。さらに詳細に見れば、女性議員の総数は2014年と2018年の間に2人しか減っていないが、国会の議席数が5議席増えたため、男性議員の数がわずかながら増えた。エルサルバドルでは、2018年に当選した女性議員の数が2015年より1人少なかった

ため、女性議員比率が32.1%から31%に減少した（1.1%ポイント減）。これらの選挙結果が比較的安定していたのは、2013年に法制化された30%の性別クォータ制に要因がある。この2カ国における若干の後退はともに、大きな損失というより、より広い意味での過去の選挙結果との継続性を示している。

上院の中では、アンティグア・バーブーダ（19.6%ポイント増）、グレナダ（15.4%ポイント増）、バルバドス（9.5%ポイント増）といったカリブ諸国で最大の増加がみられた。この3カ国はいずれも、議院の規模が13議席から21議席と比較的小さい。それでもなお、アンティグア・バーブーダにおける進展はやはり際立っており、2018年選挙では、男性10議席、女性5議席（女性比率33.3%）であった議院の男女のパワーバランスが逆転し、男性8議席、女性9議席（女性比率52.9%）となった。これらの議席はすべて任命制であるが、任命には4つの公職（総督、首相、野党第一党党首、バーブーダ評議会）が関与する。ジェンダー平等の拡大を目指す政治的意志を組織を越えて醸成することの重要性を示すことで、この4者すべてが被任命者に女性を含めた。

上院の女性議員比率が地域内で最も大きく減少したのはパラグアイで、20%から17.8%となった（2.2%ポイント減）。これも下院でみられたパターンと同様に、当選した女性議員の数が2013年より1人少なかったためであり、後ろ向きの傾向というより、幅広い意味での長期的な安定傾向を示唆している。

アジア太平洋：安定と新たな取組

2018年、アジア各国の議会は女性議員の増加に関して南北アメリカに追随し、2018年選挙で女性議員比率が地域平均の19.6%を上回る進展を見せた。一院制議会及び下院の獲得議席に占める女性の割合は23.3%、上院では17.2%であった。上下両院を合わ



コスタリカの19歳、バレリア・ゴンサレスは首都サンホセで初めて投票をした。
© Carlos Gonzalez/AFP



フィジーの首都スバの選挙候補者ポスター。© Peter Parks/AFP

せると、女性は全獲得議席の22.7%を占めた。太平洋地域で2018年に選挙が実施されたのはフィジーのみで、議席の19.6%を女性が獲得し、地域平均の18.4%を上回った。

アジア太平洋地域の一院制議会及び下院の中で最も顕著な進展がみられたのは、ブータン（8.5%ポイント増）とフィジー（3.6%ポイント増）である。ブータンでは、女性の国会議員の比率が6.4%から、2018年には過去最高の14.9%に増加した。2013年は11人の女性候補者が出馬したが、当選したのは4人のみであった。これに対し2018年は、立候補した女性10人のうち7人が当選した。

フィジーでは、女性議員比率が16%（50人中8人）から19.6%（51人中10人）に増加した。その主な原動力は、議席を争う女性の数の増加にあるようである。2014年の女性の立候補者が44人（全候補者の18%）であったのに対し、2018年は56人の女性（全候補者の24%）が立候補した。2014年にチョコ・ルベニが女性初の国会議長に任命されたこと（2018年12月に急逝）も一因であったかもしれない。ルベニをロールモデルとして、より多くの女性が政界入りを目指すようになった。

トルクメニスタンでは女性議員比率がやや減少し、2013年の26.4%から2018年には24.8%となった（1.6%ポイント減）。女性の当選者数が2人減った影響である。同国は単純小選挙区制の選挙制度を採用しているが、政界では1991年の独立以来、トルク

メニスタン民主党が優位を占めている。労働組合や青年団体のメンバーと並んで、同党の女性連合も議会に党の代表士を加えるように動いている利益集団の一つである。このため、同国の女性議員比率は今回やや減少したものの、長期的に見れば比較的安定を保っている。トルクメニスタンでもギュルサット・マメドバが女性の国会議長に選出されたことは、同国政界において女性が顕著な役割を継続的に果たしていることを明らかにしている。

アジアの上院はいずれも、女性の獲得議席が前回改選と比べて1人（パキスタン）又は2人（ブータン）増えたことにより、女性議員比率が上昇した。インドでは上院選挙の結果、女性議員の数は変わらなかったが、選出される議席総数が減った。これらの変化により、女性議員比率はパキスタン（1%ポイント増）とインド（0.3%ポイント増）で微増した。ただし、ブータンではこれより影響が大きく、女性議員比率は8%から倍増して16%となった（8%ポイント増）。

欧州：躍進と衰退

2018年、欧州諸国は全体としては前進し、女性議員比率の地域平均は28.5%に達した。当選議席に占める女性の割合は、地域全体で28.7%となった。増加幅は上院の方がやや大きく、女性の獲得議席の比率は31.4%、これに対し下院及び一院制議会は28.2%であった。しかし、こうした全体としての傾向からは見えてこないが、女性議員比率の進展と後退に関しては地域内で非常に大きなばらつきが生じた。

下院では、2018年に選挙が実施されたすべての欧州諸国の中でモナコが最大の進展を見せ、女性議員比率が20.8%から33.3%に上昇した（12.5%ポイント増）。議会の規模が小さい（24議席）ため、3人の女性議員が新たに選出されたことがこの増加につながった。

ラトビアでも、国会における女性議員比率が19%から31%と大幅に伸びた（12%ポイント増）。候補者の女性比率は減少したものの（2014年の33%に対し、2018年は31.8%）、各政党が党候補者名簿上で女性を前回より高い順位に登載した。その結果として、候補者の女性比率と当選議員の女性比率がほぼ一致した。また、女性の国会議長イナラ・ムールニエツェが2期連続で議長に選出された。

欧州の大国の中ではイタリアの結果が最も良く、女性議員比率が28.4%から35.7%に上昇した（7.3%ポイント増）。この進展の要因は、2017年に可決された新選挙法にあると言える。この新法では、同国の混合制選挙制度の比例代表制部分における50%クオータ制と党候補者名簿の男女交互登載及び多数代表制部分の40%クオータ制を規定している。しかし、一部の政党が同じ女性を複数の名簿に登載したため、クオータ制の全体としての効果が損なわれることになった。

これと対照的に、スロベニアは2018年に選挙を実施した欧州諸国の中で最大の後退に見舞われ、女性議員比率が35.6%から24.4%に落ち込んだ（11.2%ポイント減）。選挙の準備段階で、35%の性別クオー

タ制を損なう各政党の試みがあり、選挙委員会と最高裁判所がともに介入する事態となった。左右両翼の政党が、同じ女性を複数の選挙区の候補者に指名していた。別の事例では、2つの政党が同じ候補者の名前をそれぞれの党名簿に登載していた。こうした術策の大部分は失敗したものの、早くも2006年に性別クオータ制が導入されたにもかかわらず、女性候補者の募集や支援への抵抗が続いていることを示している。

欧州の上院の中では、イタリアで女性議員比率が最も大きく伸び、27%から35.3%に上昇した（8.3%ポイント増）。この結果は新たに導入された性別クオータ制に要因がある。対照的にチェコでは、2018年には当選した女性が2人少なかったため、上院の女性議員比率が18.8%から16%に減少した（2.8%ポイント減）。

アフリカ：控えめな前進

アフリカ各国の議会では、2018年には比較的控えめな進展がみられた。女性議員比率の地域平均は23.7%となった。女性が獲得した議席の割合は下院及び一院制議会では19.4%、上院で27.5%であった。

ジブチは2018年に選挙が実施された国の中で最も大幅な伸びを見せ、女性議員比率が10.8%から26.2%に上昇した（15.4%ポイント増）。2002年以降、議席の10%以上が女性に割り当てられている。2017年後半、ジブチ議会はIPU（列国議会同盟）と協力し、議会におけるジェンダーへの配慮という観点も含めた自己評価の試みを実施した。実施後の2018年前半

エスワティニの都市ロバンバの投票所を訪れたスワジ人女性。© Gianluigi Guercia/AFP



に、議席の25%以上を女性とすることを義務づける新たな選挙法が可決された。

アフリカの一院制議会及び下院で女性議員が減少したのは、サントメ・プリンシペ（3.6%ポイント減）とルワンダ（2.5%ポイント減）である。ルワンダは2003年以降、女性議員比率で世界の首位に立っているが、2018年にはこの比率が63.8%から61.3%と小幅ながら減少した。それでもこの比率は、2003年憲法に規定された下院における女性の割当議席である30%を大きく上回っている。

上院に関しては、最も大幅に伸びたのはカメルーンで、20%から26%に増加した（6%ポイント増）。直接選挙で選ばれる70議席のうち、女性が記録的な22議席を獲得した。さらに、大統領が任命する30議席のうち、女性が4議席を獲得した。前回の選挙時から、議長が任命の際にジェンダーを考慮に入れるようになったと伝えられている。もう一つの注目すべき展開として、コートジボワールでは新設された上院で女性が議席の12.1%を占めている。

上院の女性議員比率が減少したのは、エスワティニ（10%ポイント減）とジンバブエ（3.8%ポイント減）である。エスワティニの2005年憲法では、上下両院に女性の議席が保証されている。上院では、下院によって選出される10人のうち5人と、国王が任命する20人のうち8人の計13人（43.3%）が女性でなければならない。この規定があるにもかかわらず、2013年には10名（33.3%）だった女性上院議員が、2018年にはさらに7名（23.3%）に減少した。

ジンバブエでは2013年憲法で、上院議員80人のうち60人が比例代表制で選出されるものと規定されている。また、男女の候補者の交互登載だけでなく、すべての名簿の最上位を女性とすることが義務づけられている。2013年には、この制度により上院の議席の47.5%を女性が獲得したが、2018年にはこの比率がわずかに減少して43.8%となった。

中東・北アフリカ：歴史的な進展と停滞

中東及び北アフリカ（MENA）地域では、2018年に女性議員の増加はほぼみられず、女性議員比率の地域平均は18.1%となった。当選議員に占める女性の割合は、下院及び一院制議会では19.4%に達したが、上院では10.5%にとどまった。この結果、同地域の2018年選挙で女性が獲得した議席の全体としての割合は、17.5%となった。

バーレーン王国の下院では、女性議員比率が7.5%から倍増して15.0%となった（7.5%ポイント増）。2002年の同国初の選挙では女性は1人も選出されず、2006年と2010年には1人が議席を獲得したのみだった。最初に躍進がみられたのは2014年で、下院で3人の女性議員が参入した。したがって、2018年選挙で女性議員が6人に達したことは、真に歴史的な出来事である。2018年後半にはもう一つ画期的な出来事があり、フォウジア・ザイナルが同国議院の議長を務める初の女性となった。アラブ諸国においても女性議長はわずか3人目である。

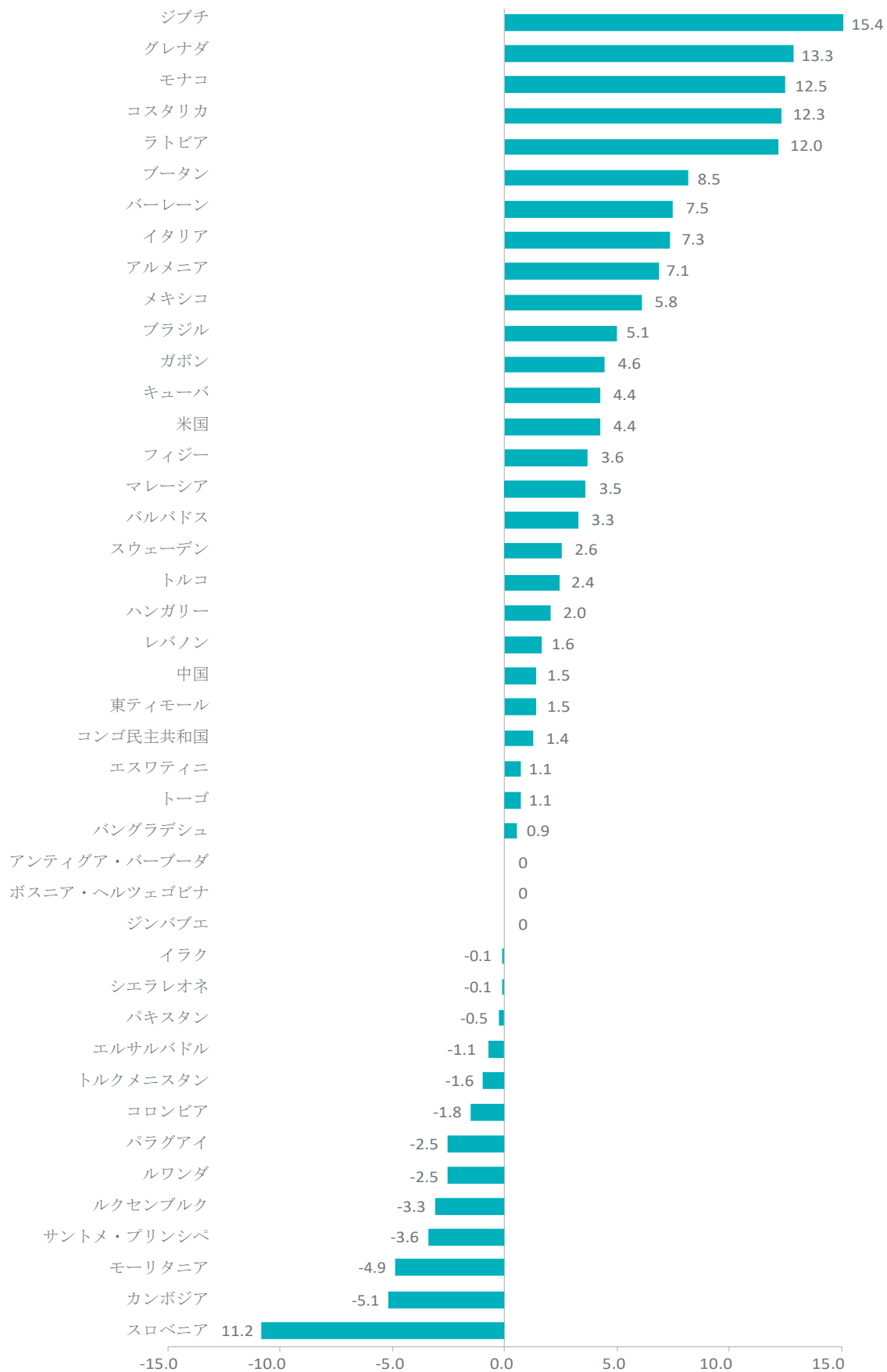
これと対照的に、モーリタニアではMENA地域内で最大の後退がみられ、女性議員比率が25.2%から20.3%に減少した（4.9%ポイント減）。2012年に導入されたクオータ制により、単一の全国候補者名簿に登載される女性に13議席が割り当てられ、3議席を超える選挙区の候補者名簿には男女を同数、かつ交互に登載することが義務づけられた。前回2013年と2018年の選挙の最大の違いは、参加範囲である。2013年選挙は野党がボイコットしたが、2018年には国民議会の153議席を100近くの政党の約5,000人の候補者が争った。性別クオータ制により議会への女性の参画は確保された一方で、政党の細分化が深まったことが、選挙での女性の成功に悪影響を及ぼしたと考えられる。

MENA地域で実施されたその他の選挙では、レバノン（1.6%ポイント増）やイラク（0.1%ポイント減）などのように、一院制議会及び下院の女性議員比率に比較的小幅な増減がみられた。この2カ国は女性国会議員の状況という面で両極端に位置する。レバノンでは、法定クオータ制の導入がたびたび試みられてきたものの、未だに実現を見ておらず、2018年には女性議員比率がわずかに3.1%から4.7%に増加した。イラクでは、クオータ制の効果で女性議員数は安定を維持したが、議席数が1つ増えたため、女性議員比率は25.3%から25.2%とわずかに減少した。

2018年に上院の改選が行われたのはバーレーンのみで、女性議員比率は改選前と変わらず22.5%となった。

図2：2018年の議会改選

2018年に改選された下院又は一院制議会における女性比率の増減（％）*



* アフガニスタンの下院選挙の結果は入手不可。

表1

2018年の議会改選後の下院又は一院制議会における女性の状況⁺

国	総議席数	女性議員数(人)	女性比率(%)	クオータ制
ルワンダ	80	49	61.3	有**
キューバ	605	322	53.2	有*
メキシコ	500	241	48.2	有**
グレナダ	15	7	46.7	無
スウェーデン	349	161	46.1	有*
コスタリカ	57	26	45.6	有**
イタリア	630	225	35.7	有**
東ティモール	65	22	33.8	有**
モナコ	24	8	33.3	無
ジンバブエ	270	85	31.5	有**
エルサルバドル	84	26	31.0	有**
ラトビア	100	31	31.0	無
ジブチ	65	17	26.2	有**
イラク	329	83	25.2	有**
中国	2975	742	24.9	有**
トルクメニスタン	125	31	24.8	無
スロベニア	90	22	24.4	有**
アルメニア	132	32	24.2	有**
米国	434	102	23.5	無
ボスニア・ヘルツェゴビナ	42	9	21.4	有**
バングラデシュ	350	72	20.6	有**
モーリタニア	153	31	20.3	有**
パキスタン	342	69	20.2	有**
バルバドス	30	6	20.0	無
ルクセンブルク	60	12	20.0	有*
フィジー	51	10	19.6	無
コロンビア	171	31	18.1	有**
ガボン	134	24	17.9	無
トルコ	600	104	17.3	有*
トーゴ	91	15	16.5	有**
カンボジア	125	19	15.2	無
バーレーン	40	6	15.0	無
ブラジル	513	77	15.0	有**
パラグアイ	80	12	15.0	有**
ブータン	47	7	14.9	無
サントメ・プリンシペ	55	8	14.5	無
マレーシア	223	31	13.9	無
シエラレオネ	146	18	12.3	無
ハンガリー	199	23	11.6	有*
アンティグア・バーブーダ	18	2	11.1	無
コンゴ民主共和国	485	50	10.3	有**
エスワティニ	69	5	7.2	有**
レバノン	128	6	4.7	無

* 1つ以上の政党が女性候補者増加のための自主的措置を採用

** 法定クオータ制

⁺アフガニスタンの下院選挙の結果は入手不可。

表2

2018年上院議会改選における女性比率の増減*

国	議席総数	女性議員数(人)	女性議員比率(%)	増減(%ポイント)
アンティグア・バーブーダ	17	9	52.9	19.6
メキシコ	128	63	49.2	16.4
グレナダ	13	4	30.8	15.4
バルバドス	21	8	38.1	9.5
イタリア	320	113	35.3	8.3
ブータン	25	4	16.0	8.0
カメルーン	100	26	26.0	6.0
米国	100	25	25.0	4.0
ブラジル	81	12	14.8	1.2
パキスタン	104	20	19.2	1.0
インド	237	27	11.4	0.3
バーレーン	40	9	22.5	0
カンボジア	62	11	17.7	0
アルジェリア	132	9	6.8	-0.2
コロンビア	108	22	20.4	-2.1
パラグアイ	45	8	17.8	-2.2
チェコ共和国	81	13	16.0	-2.8
ジンバブエ	80	35	43.8	-3.8
エスワティニ	30	7	23.3	-10.0

*比較データのある国について記載

女性の国会議長

1990年代後期まで、女性が国会議長を務める国は比較的少なく、しかも欧州と南北アメリカに限られていた。しかし、2005年から2015年にかけて、女性の国会議長の割合は8.3%から15.6%とほぼ倍増した。2019年1月1日の時点で、この割合は2018年の17.3%からさらに増えて19.7%に達し(図3参照)、2017年に記録されたそれまでの最高の19.1%を上回った。この中には、バーレーン、フィリピン、トーゴで初めて任命された3人の女性議長も含まれる。現在は、世界のすべての地域に女性の国会議長がいる。この世界的な拡大傾向を認識し、IPUでは2005年から「女性議会議長サミット」を定期的に開催し、国際的な議会社会の活動を推進・支援するための意見交換を行っている。

2019年1月1日現在の女性の国会議長

(279人中55人=19.7%)*

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、赤道ギニア、エスワティニ、エチオピア(2議院)、フィンランド、ガボン、ガンビア、インド、イタリア、ラオス人民民主共和国、ラトビア、レソト、リベリア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、オランダ(2議院)、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア連邦、ルワンダ、セントルシア、セルビア、南アフリカ(2議院)、スペイン、スリナム、スイス、トーゴ**、トリニダード・トバゴ(2議院)、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、米国***、ウルグアイ、ベトナム、ジンバブエ

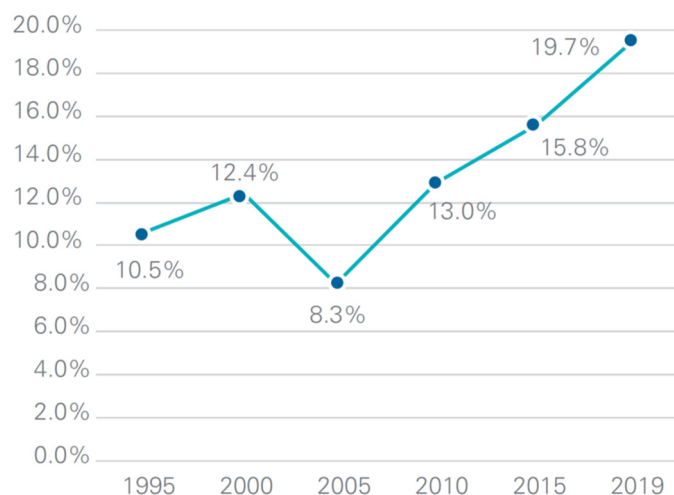
* 議院総数272のうち、2議院は議長3人制、3議院は議長2人制である。したがって議長数は合計279人。

** 2018年12月選挙の結果により選出された議長。2019年1月23日に選挙後の新議会により正式に選出された。

*** 2018年11月選挙の結果により選出された議長。2019年1月3日に選挙後の連邦議会が初めて招集された際に、正式な選挙が実施された。

図3

国会の議長に占める女性比率の推移(1995~2019年)



適切に設計されたクオータ制

女性のための選挙クオータ制は、今や世界の全ての地域に広がっている。現在、130カ国以上の国において、国又は政党レベルで各種クオータ制が導入されて選挙が執行されている。世界規模で見ると、この傾向はジェンダー平等へ向かって進みつつある。中南米では、当初1990年代に導入された30%クオータ制の多くが上方改正され、党候補者を男女同数とすることが規定されるようになってきている。他の地域では、初めてクオータ制を導入する際に直ちに50%を義務づける例もみられる。

しかしながら、各国レベルの実績を見ると、全てのクオータ制が同様に効果的とは限らないことが分かる。大部分の事例では、登載順のルールや罰則を定めずに単にクオータを義務づけるだけでは、女性議員比率の大幅な躍進につながっていない。しかし、2018年に実施された選挙の結果は、適切に設計されたクオータ制はジェンダー平等の推進への道を開く可能性があることを実証している。表3から分かるように、クオータ制のない議院の当選議員の女性比率の平均（一院制議会及び下院18.6%、上院16.2%）は、30%以上を女性とすることとされている議院（同各27.7%、36.1%）と比べて顕著な差がある。ジェンダー平等を規定する措置がある場合（同各29.3%、47.1%）、その差はさらに大きくなる。

表3

クオータ制と2018年議会選挙結果の関係

	下院／ 一院制	上院
クオータ制なし	18.6%	16.2%
全種類の 法定クオータ制*	25.6%	33.2%
30%以上の 法定クオータ制*	27.7%	36.1%
50%以上の 法定クオータ制*	29.3%	47.1%

*議席割当及び法定候補者クオータ制

選挙制度

2018年の選挙結果は、女性が選出される比率は比例代表制又は混合制の選挙制度を採用する議院（26.5%）の方が、単純小選挙区制、すなわち多数代表制で選挙が実施される議院（20%）より高い傾向があるという、これまでのIPUの報告書でも指摘してきた長年に渡る見解を裏づけている。任命制やその他の選挙制度を分析に含めれば、こうした選挙制度を採用する議会では女性比率の平均がさらに高い（27.4%）。上述の事例概要とあわせて、こうした傾向の議会への女性の参入機会を増やすにあたっては政治的意志が決定的要因であることを浮き彫りにしている。

図4

選挙制度と女性議員比率

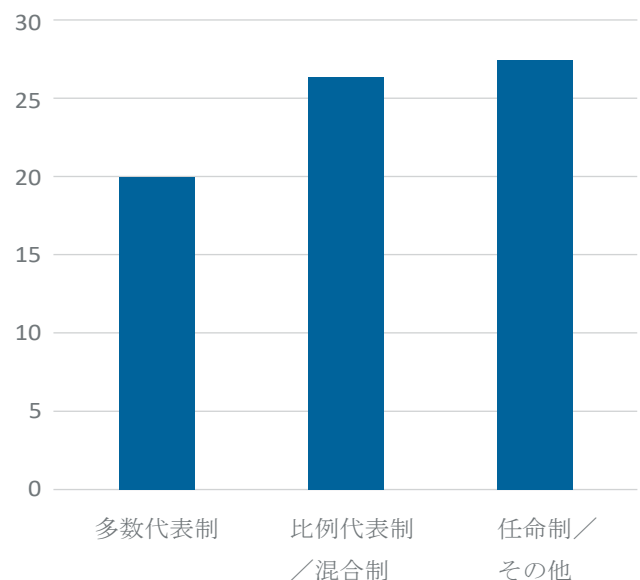


表4

2018年の選挙候補者数*

	総数(人)	男性数(人)	女性数(人)	女性比率(%)	当選率(%)	クオータ制
多数代表制						
バルバドス (下院)	135	98	37	27.4%	16.2%	無
ブータン (上院)	121	115	6	5.0%	66.7%	無
ブラジル (上院)	358	295	63	17.6%	19.0%	無
エスワティニ (下院)	336	285	51	15.2%	9.8%	有**
グレナダ (下院)	45	31	14	31.1%	50.0%	無
マレーシア (下院)	686	626	60	8.7%	51.7%	無
シエラレオネ	795	695	100	12.6%	18.0%	無
混合制						
ハンガリー	1,796	1,314	482	26.8%	4.8%	有*
比例代表制						
アルメニア	1,444	980	464	32.1%	6.9%	有**
バーレーン (下院)	292	252	40	13.7%	15.0%	無
ブラジル (下院)	8,588	5,821	2,767	32.2%	2.8%	有**
コロンビア (下院)	1,843	1,206	637	34.6%	4.9%	有**
コロンビア (上院)	1,114	806	308	27.6%	7.1%	有**
コスタリカ	1,048	531	517	49.3%	5.0%	有**
エルサルバドル	1,164	927	237	20.4%	11.0%	有**
フィジー	235	179	56	23.8%	17.9%	無
ラトビア	1,461	997	464	31.8%	6.7%	無
レバノン	976	865	111	11.4%	5.4%	無
ルクセンブルク	547	298	249	45.5%	4.8%	有*
パラグアイ (下院)	1,729	1,146	583	33.7%	2.1%	有**
パラグアイ (上院)	1,305	784	521	39.9%	1.5%	無
スロベニア (下院)	1,636	913	723	44.2%	3.0%	有**
スウェーデン	6,301	3,560	2,741	43.5%	5.9%	有*
その他						
キューバ	605	283	322	53.2%	100.0%	有*

凡例:

有* 1つ以上の政党が女性候補者増加のための自主的措置を採用

有** 法定クオータ制

当選率 女性当選者総数 (表に記載なし) ÷ 女性候補者総数

* 比較データのある国について記載

女性議員の多様性

以上のような以前から続く傾向に加えて、2018年の選挙は女性の議会参入に関して2つの新たな傾向を示している。第一は、女性は一様な集団ではないとの認識から、国会に選出される女性の多様性への関心が高まったことである。特に米国とブラジルの選挙では、どのような女性が議会に参入できる (またはできない) のかという問題に注目が集まった。

米国で実施された選挙は、議会への新たな集団の包摂という意味で歴史的であった。女性議員比率は下院 (23.5%)、上院 (25%) とともに過去最高となった。このうち37%は有色人種の女性と、2人の初のイスラム教徒女性と2人の先住民女性であった。また、2018年選挙では、2人の女性 (ともに29歳) が過去最年少で連邦議会に選出されたほか、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの議員が新たに5人 (うち女性4人) 誕生した。この展開に伴い、二大政党間

の差異が広がることになった。1989年の下院には、共和党13人、民主党16人の女性議員がいた。2018年選挙の結果、共和党の女性議員数は13人で全く変わらなかったが、民主党の女性議員は89人まで増えた²。

ブラジルでも、2018年に選挙における女性の多様性に対する関心が高まった。要因の一つは、活動家でリオデジャネイロ市議会議員のマリエル・フランコの暗殺である。フランコは車に乗っていたところを運転手とともに銃撃され、殺害された。この事件を機に全国で大規模な抗議運動が起きただけでなく、先例のない数の黒人女性が公職選挙に立候補し、その多くが選挙運動資料にフランコの肖像と「マリエルはここにいる」というスローガンを掲げた。その結果、下院に当選した女性が過去最多となり、女性比率は9.9%から15%に上昇した（5.1%ポイント増）。そのうち黒人女性は2014年に当選した10人を上回り、13人となった。

政界における女性への暴力

2018年は、政界における女性に対する暴力の問題への関心も拡大した。この問題にはIPUを含めさまざまな機関が何年も前から取り組んでいるが、2018年にはいくつかの要因が重なったことで世界的な注目度が高まり、各国や地域のレベルで新たな対策が生まれている。

第一に、2018年10月、国際連合（国連）の女性に対する暴力に関する特別報告官（UNSRVAW）が、政界における女性への暴力に焦点を当てたテーマ報告を国連総会において発表した³。この報告では、予防、文書化、新たな法的枠組みの導入、苦情処理制度の導入等を通じてこの問題に取り組む上で、議会、政党、選挙委員会を含む諸機関の責任の重大性が強調された。IPUもこのテーマに関する2回目の報告書として、

欧州評議会議員会議（PACE）と協力し、『ヨーロッパの議会における女性への性差別、ハラスメント、暴力』⁴を発行した。この調査により、このような行為や態度が広く蔓延していることが裏づけられ、緊急の対策が必要であることが明らかになった。調査に協力した女性議員の85.2%が任期中に心理的暴力を経験したと回答し、4人に1人がセクシュアル・ハラスメントを受けたことがあると回答している。2018年4月、ボリビアのコチャバンバで開催された第12回女性議会議長サミットに出席した女性議長らは、各国内でこの問題への対策に取り組むことを約束した。

第二に、多くの国で選挙周期中の女性に対する暴力の問題が表面化した。メキシコでは、政治家に対する暴力の問題がとりわけ関心を集めた。特に地方自治体の公職選挙候補者の殺害事件の記事が多くの新聞の見出しになり、国や市民社会の関係者がこの種の事件の記録を取り始めた。中南米では、この問題の対策法案がたびたび提出されており、最近では2018年前半にホンジュラスで提出された。ボリビアは、政界における女性への暴力を特に扱う法律が現在までに制定された唯一の国である。

最後に、女性たちは引き続き「#MeToo」のハッシュタグを使い、政界、特に議会におけるものを含め、生活のあらゆる領域におけるセクシュアル・ハラスメントや暴力に声を上げた。世界的な「#MeToo」運動の1周年を機に、欧州議会で働く女性たちが、意識向上と政策改革の働きかけを目的に「#MeTooEP」運動を立ち上げた。PACEはIPUとの共同調査の発表に続き、各国議会の行動を促す欧州全域でのキャンペーン「#NotInMyParliament」を開始した。12月には米国の連邦議会において調停要求と長い待機時間の撤廃、議員（納税者ではなく）による和解金の負担、委員会の調査報告書の公開による透明性向上、各議会期中の職場風土に関する定期的な職員調査の義務化により、これまでのセクシュアル・ハラスメント対策を改正することが合意された。

2 <https://www.cawp.rutgers.edu/women-us-congress-2019>

3 次のUNSRVAW報告書を参照。 http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/73/301

4 次を参照。 <https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2018-10/sexism-harassment-and-violence-against-women-in-parliaments-in-europe>.



Inter-Parliamentary Union
For democracy. For everyone.

+41 22 919 41 50
+41 22 919 41 60
postbox@ipu.org

Chemin du Pommier 5
CH - 1218 Le Grand-Saconnex
Geneva
www.ipu.org

Copyright © Inter-Parliamentary Union (IPU)

列国議会同盟（IPU）は、世界各国の議会による国際組織です。政治的対話と具体的行動を通じて、平和を守り前向きな民主的変革を促進するために活動しています。

レイアウト：Ludovica Cavallari 印刷：Courand

IPUはこの報告書の原案を作成したMona Lena Krookの貢献に感謝しています。